

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】令和5年11月15日(2023.11.15)

【公開番号】特開2023-158164(P2023-158164A)

【公開日】令和5年10月26日(2023.10.26)

【年通号数】公開公報(特許)2023-202

【出願番号】特願2023-145852(P2023-145852)

【国際特許分類】

G 06 Q 20/32(2012.01)

10

【F I】

G 06 Q 20/32 300

【手続補正書】

【提出日】令和5年11月7日(2023.11.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1のサービスをユーザに提供する第1のシステムのユーザが前記第1のサービスを利用することの対価としてそのユーザに課金される第1の料金を電子決済することを代行する第2のシステムとしての電子決済代行システムであって、

前記第1のシステムは、単独で非電子決済に対応可能であるが単独では電子決済に対応できない決済システムであり、

当該電子決済代行システムは、第2の管理サーバを含み、

当該電子決済代行システムは、前記第2の管理サーバが前記ユーザの通信端末によってアクセスされた場合に、前記第2の管理サーバが前記第1のシステムの第1の管理サーバを用いるかまたは用いることなく前記第1の料金の額を計算することを可能にし、その計算が完了した場合に、前記第2の管理サーバが前記第1の料金について電子決済を行うのに必要な電子決済情報を決済サーバに送信することにより、その決済サーバが前記電子決済を行うことを可能にする電子決済代行システム。

30

【請求項2】

前記第1のシステムまたは前記第2のシステムは、前記第1の料金を計算する第1の料金計算部を含む請求項1に記載の電子決済代行システム。

【請求項3】

前記第2の管理サーバは、前記アクセスに応じ、前記料金の計算のための手続と前記電子決済のための手續とを順に行う請求項1または2に記載の電子決済代行システム。

40

【請求項4】

当該電子決済代行システムは、前記第2の管理サーバが前記電子決済情報を前記決済サーバに送信することを可能にすることにより、その決済サーバが前記通信端末からの電子決済リクエストに応じて前記電子決済を行うことを可能にする請求項1ないし3のいずれかに記載の電子決済代行システム。

【請求項5】

第1のサービスをユーザに提供する第1のシステムのユーザが前記第1のサービスを利用することの対価としてそのユーザに課金される第1の料金を電子決済することを代行する第2のシステムとしての電子決済代行システムであって、

前記第1のシステムは、単独で非電子決済に対応可能であるが単独では電子決済に対応

50

できない決済システムであり、

当該電子決済代行システムは、第2の管理サーバを含み、

当該電子決済代行システムは、前記第2の管理サーバが前記ユーザの通信端末によってアクセスされた場合に、前記第2の管理サーバが前記第1のシステムの第1の管理サーバを用いて前記第1の料金の額を計算することを可能にし、その計算が完了した場合に、前記第2の管理サーバが前記第1の料金について電子決済を行うのに必要な電子決済情報を決済サーバに送信することにより、その決済サーバが前記通信端末からの電子決済リクエストに応じて前記電子決済を行うことを可能にする電子決済代行システム。

【請求項6】

請求項1または5に記載の通信端末としてコンピュータを機能させるためのプログラム  
。

【請求項7】

請求項1または5に記載の第2の管理サーバとしてコンピュータを機能させるためのプログラム。

【請求項8】

請求項6に記載のプログラムをコンピュータ読み取り可能に記録した記録媒体。

【請求項9】

請求項7に記載のプログラムをコンピュータ読み取り可能に記録した記録媒体。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

20

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

その課題を解決するために、本発明の一側面によれば、第1のサービスをユーザに提供する第1のシステムのユーザが前記第1のサービスを利用することの対価としてそのユーザに課金される第1の料金を電子決済することを代行する第2のシステムとしての電子決済代行システムであって、

前記第1のシステムは、単独で非電子決済に対応可能であるが単独では電子決済に対応できない決済システムであり、

30

当該電子決済代行システムは、第2の管理サーバを含み、

当該電子決済代行システムは、前記第2の管理サーバが前記ユーザの通信端末によってアクセスされた場合に、前記第2の管理サーバが前記第1のシステムの第1の管理サーバを用いるかまたは用いることなく前記第1の料金の額を計算することを可能にし、その計算が完了した場合に、前記第2の管理サーバが前記第1の料金について電子決済を行うのに必要な電子決済情報を決済サーバに送信することにより、その決済サーバが前記電子決済を行うことを可能にする電子決済代行システムが提供される。

また、本発明の別の側面によれば、第1のサービスをユーザに提供する第1のシステムのユーザが前記第1のサービスを利用することの対価としてそのユーザに課金される第1の料金を電子決済することを代行する第2のシステムとしての電子決済代行システムであって、

40

前記第1のシステムは、単独で非電子決済に対応可能であるが単独では電子決済に対応できない決済システムであり、

当該電子決済代行システムは、第2の管理サーバを含み、

当該電子決済代行システムは、前記第2の管理サーバが前記ユーザの通信端末によってアクセスされた場合に、前記第2の管理サーバが前記第1のシステムの第1の管理サーバを用いて前記第1の料金の額を計算することを可能にし、その計算が完了した場合に、前記第2の管理サーバが前記第1の料金について電子決済を行うのに必要な電子決済情報を決済サーバに送信することにより、その決済サーバが前記通信端末からの電子決済リクエストに応じて前記電子決済を行うことを可能にする電子決済代行システムが提供される。

50

また、本発明のさらに別の側面によれば、第1のサービスをユーザに提供する第1のシステムのユーザが前記第1のサービスを利用することの対価としてそのユーザに課金される第1の料金を電子決済することを代行する第2のシステムとしての電子決済代行システムであって、

前記第1のシステムは、単独で非電子決済に対応可能であるが単独では電子決済に対応できない決済システムであり、

当該電子決済代行システムは、第2の管理サーバを含み、

その第2の管理サーバは、前記ユーザの通信端末によってアクセスされると、決済サーバが、前記第1の料金について電子決済を行うのに必要な電子決済情報を用いることによつて前記第1の料金について電子決済を行うことを可能にし、  
10

当該電子決済代行システムは、前記決済サーバによって前記電子決済が完了すると、そのことを表す決済完了信号を前記通信端末および／または前記第1のシステムが受信することを可能にする電子決済代行システムが提供される。

10

20

30

40

50